

危険物規制に関する政令（昭和34年政令第306号）

➤ 第9条第1項第1号（製造所の基準） ※屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋外貯蔵所、一般取扱所も同じ

製造所の位置は、次に掲げる建築物等から当該製造所の外壁又はこれに相当する工作物の外側までの間に、それぞれ当該建築物等について定める距離を保つこと。
ただし、イからハまでに掲げる建築物等について、不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の不燃材料のうち、総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）で造った防火上有効な塀を設けること等により、市町村長等が安全であると認めた場合は、当該市町村長等が定めた距離を当該距離とすることができる。

イ ロからニまでに掲げるもの以外の建築物その他の工作物で住居の用に供するもの（製造所の存する敷地と同一の敷地内に存するものを除く。） 10メートル以上

ロ 学校、病院、劇場その他多数の人を収容する施設で総務省令で定めるもの 30メートル以上

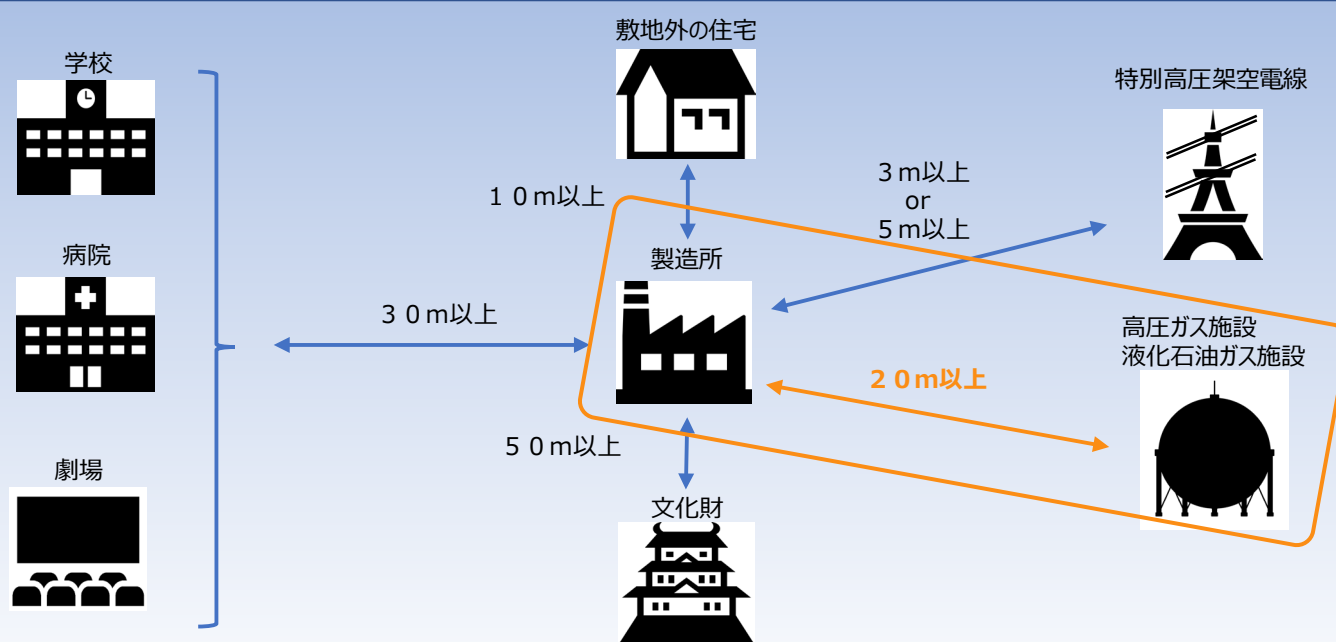
ハ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は 旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建築物 50メートル以上

ニ 高圧ガスその他災害を発生させるおそれのある物を貯蔵し、又は取り扱う施設で総務省令で定めるもの 総務省令で定める距離

ホ 使用電圧が7,000ボルトをこえ35,000ボルト以下の特別高圧架空電線 水平距離 3メートル以上

ヘ 使用電圧が35,000ボルトをこえる特別高圧架空電線 水平距離 5メートル以上

保安距離



保安距離の基準について

危険物規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

➤ 第10条（不燃材料）

令第9条第1項第1号本文ただし書の総務省令で定める不燃材料は、建築基準法第2条第9号に掲げる不燃材料のうち、ガラス以外のものとする。

➤ 第12条（高压ガスの施設に係る距離）

令第9条第1項第1号二（令第10条第1項第1号（同条第2項においてその例による場合を含む。）、令第11条第1項第1号及び第1号の2（同条第2項においてその例による場合を含む。）並びに令第16条第1項第1号（同条第2項においてその例による場合を含む。）においてその例による場合並びに令第19条第1項において準用する場合を含む。）の**総務省令で定める施設及び距離は、それぞれ次の各号に定める施設**（当該施設の配管のうち製造所の存する敷地と同一の敷地内に存するものを除く。）**及び距離とする。**

- 一 高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）第5条第1項の規定により、都道府県知事の許可を受けなければならない高压ガスの製造のための施設（高压ガスの製造のための設備が移動式製造設備（一般高压ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第2条第1項第12号又は液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）第2条第1項第9号の移動式製造設備をいう。）である高压ガスの製造のための施設にあつては、移動式製造設備が常置される施設（貯蔵設備を有しない移動式製造設備に係るものを除く。）をいう。以下この号において同じ。）及び同条第2項第1号の規定により都道府県知事に届け出なければならない高压ガスの製造のための施設であつて、圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積が1日30m³以上である設備を使用して高压ガスの製造（容器に充てんすることを含む。）をするもの **20メートル以上**
- 二 高压ガス保安法第16条第1項の規定により、都道府県知事の許可を受けなければならない貯蔵所及び同法第17条の2の規定により都道府県知事に届け出て設置する貯蔵所 **20メートル以上**
- 三 高压ガス保安法第24条の2第1項の規定により、都道府県知事に届け出なければならない液化酸素の消費のための施設 **20メートル以上**
- 四 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第3条第1項の規定により経済産業大臣又は都道府県知事の登録を受けなければならない販売所で300kg以上の貯蔵施設を有するもの **20メートル以上**